

# 消費税増税に伴い4月から

## 市の公共施設使用料などを改定

「社会保障と税の一体改革」により、4月1日から消費税が8%に引き上げられました。市は、この消費税の引き上げに伴い、市の公共施設利用料などを改定しました。その内容を紹介します。

### 引き上げ分の消費税収は 全世代の社会保障財源に

消費税法などの改正により、4月1日から、消費税が5%から8%に引き上げられました。

この消費税の引き上げは、近年の少子高齢化などを踏まえ、社会保障の充実・安定と、その財源の安定的確保や財政健全化を同時に達成するための税制抜本改革を一体的に行う「社会保障と税の一体改革」として行われたものです。この改革では、税率の引き上げによる増収分を含む消費税収を社会保障の財源とすることが決められています。

改革前の消費税は、基礎年金、老人医療、介護の経費に充てられていました。改革後は、子ども・子育て、医療・介護、年金という全ての世代が対象となる社会保障を充実するために使われます。

地方消費税増収分に係る社会保障財源化分は4846万円で、市の社会福祉、社会保障、保健衛生各事業

の財源の一部になります。主な使用道は、障害者福祉事業に521万円、高齢者福祉事業に1002万円、児童福祉事業に710万円、介護保険事業に1032万円となります。

なお、27年10月から消費税率を10%に引き上げられることが法律で定められていますが、改めて経済状況などを勘案した検討が行われます。

### 消費税の課税対象となる 施設使用料などを見直し

この消費税の改正に伴い、市は、関係条例の見直しを行い、消費税の課税対象となる公共施設の使用料や水道料金などを改定しました。

改定後の上下水道使用料は、表1のとおりです。水道使用料は、従来

の各地区の経過措置が反映されます。使用料などに改定があった公共施設などの一覧は、次ページの表2のとおりです。表中にある施設でも、使用条件(使用時間や部屋など)によっては、金額に変動がない場合や使用方法が変更になっている場合があります。

詳しくは、各施設や担当課まで。

表1 上下水道使用料など

水道料金				
用途	基本水量	口径	基本料金 (1カ月 当たり)	超過料金 (1立方メートル につき)
一般用	10立方メートル まで	13 <sup>ミリ</sup>	1,587円	172円
		20 <sup>ミリ</sup>	1,684円	
		25 <sup>ミリ</sup>	2,505円	
		30 <sup>ミリ</sup>	5,097円	
		40 <sup>ミリ</sup>	7,711円	
		50 <sup>ミリ</sup>	10,908円	
		75 <sup>ミリ</sup>	19,126円	
		100 <sup>ミリ</sup>	29,516円	
		150 <sup>ミリ</sup>	55,760円	
浴場用	一般用に準ずる			86円
臨時用	一般用に準ずる			345円
※ 水道料金=基本料金+超過料金 ※ 請求額には、平成25年4月からの水道料金統一に伴う経過措置が反映されます。				
公共下水道使用料				
区分	汚水排除量	使用区分		
		一般用	浴場用	臨時用
基本使用料 (1カ月 当たり)	10立方メートル まで	1,512円		
従量使用料 (1立方メートル につき)	10立方メートルを 超え20立方 メートルまで	129.6円	64.8円	183.6円
	20立方メートルを 超え30立方 メートルまで	140.4円		
	30立方メートルを 超え40立方 メートルまで	151.2円		
	40立方メートルを 超え50立方 メートルまで	162.0円		
	50立方メートルを 超えるもの	172.8円		
※ 上水道のみを使用している場合は、上水道の使用量がそのまま下水道の使用量になります。 ※ 上水道以外(井戸水など)を使用した場合は、別に計算します。				

表2 使用料などが改定になった市の公共施設など

名称など	電話番号	主な改定内容
大更コミュニティー公園(フーガの広場)、長者屋敷公園、野駄館公園、市さくら公園、分水嶺公園、桜松公園	商工観光課 (内線1297)	公園使用料(消費増税分の値上げ、10円未満切り捨て)
平舘まちかど公園、田頭館山公園、松川河川敷公園	建設課 (内線2526)	
西根老人憩の家	77-2573	入浴料(市外老人、市外大人)、部屋利用料(市外老人・大人・小人、市内大人)を各10円値上げ
松尾憩の家	78-3132	団体使用料(3,150円→3,240円)
安代老人憩の家	72-5639	市外大人部屋利用料(500円→510円)
岩手山焼走り国際交流村	76-2013	
市自然休養村	78-3132	消費増税に伴う諸経費の値上げも含め、入浴料を改定【大人1人500円→600円、小学生300円に統一(焼走り国際交流村と八幡平温泉館森乃湯では、団体の場合、1割引き)】。宿泊料などは、消費税増税分のみ値上げ
八幡平温泉館森乃湯	78-3611	
市安代林業センター岩畑の湯	73-5321	
綿帽子温泉館あずみの湯	72-6811	
市農民研修センター	75-1111	研修室使用料(1時間当たりの使用料に改正)など
西根地区市民センター	76-2111	大集会室やホール使用料など、10円または20円の値上げ
市友好都市交流促進センター	78-3132	利用料(5,000円→5,140円)、暖房料(1,000円→1,020円)
松尾ふれあい文化伝承館	76-3235	ホール使用料(420円→430円)
市博物館	63-1122	映像学習室使用料【5月～10月(525円→540円)、11月～4月(700円)】
田山スキー場	4～11月:72-2111 12～3月:73-2650	リフト料金回数券【例:10回券(大人1,600円→1,640円)】、シーズン券など
西根地区体育館	八幡平市体育協会 西根地区 70-1600	1時間当たりの体育館使用料(半面200円→210円)など
市総合運動公園		多目的運動広場、野球場、体育館使用料など
市松尾総合運動公園		運動場、屋内運動場使用料など
市安代地区体育館	松尾地区 76-3237	照明設備使用料(1,000円→1,070円)、暖房施設使用料(900円→960円)
市田山グラウンド	安代地区 72-2877	運動場使用料(800円→820円)など
中学校屋外運動場照明施設(西根中、西根第一中、松尾中、安代中)		1時間当たり照明施設使用料(1,000円→1,080円)
市安代健康増進センター	健康福祉課 (内線1173)	1時間当たりの暖房設備使用料(940円→960円)など
市田山射撃場	73-2057	個人使用料(1,050円→1,080円)、専用【団体】使用料(7,350円→7,560円)
いこいの村岩手体育館	76-2161	1時間当たりのアリーナ使用料(半面640円→650円)など
学校施設(屋内、屋外運動場)	スポーツ推進課 (内線2325)	1時間当たりの使用料(420円→430円)
コミュニティセンター(浅沢を除く)	各コミセン	会議室使用料などを10円値上げ
市宮牧野(上坊、七時雨、長久保)	農政課 (内線1263)	市宮牧野使用料(消費増税分の値上げ)
使用料など	担当課など	主な改定内容
上下水道使用料	上下水道課(内線2203～2206)	上下水道料は表1参照。表中にはありませんが、水道加入金も改定しています。詳しくは、お問い合わせください。
浄化槽人槽別使用料		
農業集落排水施設使用料		
一般廃棄物(し尿)の処理手数料	盛岡北部行政事務組合 (☎74-2716)	改定後は、汲み取り量10 <sup>リットル</sup> につき57円、ただし、300 <sup>リットル</sup> 未満の場合は1,645円
交配料	農政課(内線1263)	4,200円→4,320円
コミュニティバス利用料	地域振興課(内線1145)	回数券料金。詳しくは、お問い合わせください。
道路占用料	建設課(内線2515)	詳しくは、お問い合わせください。
学校給食費	西根地区学校給食センター (☎70-1117)	小学生(年額)=38,500円→39,550円 中学生(年額)=42,000円→43,225円